

目 次

	頁数	原文項番
パートA：序文	9	A . 1
ガイド	9	A . 1
マドリッドシステム：基本的特徴	11	A . 3
マドリッド協定及びマドリッド議定書	11	A . 3
マドリッドシステムを利用できる者	11	A . 3
マドリッドシステムの概要	12	A . 4
マドリッドシステムの利点	12	A . 5
協定と議定書の比較	13	A . 5
保護条項	14	A . 6
協定又は議定書への加盟	15	A . 7
締約国による宣言及び通報	15	A . 7
数力国に共通の官庁	16	A . 8
領域的效果	16	A . 8
現存の商標に関する制限	16	A . 8
協定による場合	16	A . 8
議定書による場合	17	A . 9
拒絶通報の期間延長	17	A . 9
保護の暫定的拒絶後の決定通報	17	A . 9
個別手数料	18	A . 1 0
事後指定の申請	19	A . 1 1
使用意思の宣言書	20	A . 1 2
国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言	20	A . 1 2
手数料の徴収と転送	20	A . 1 2
特定の承継国家での効力の継続	21	A . 1 3
通報と宣言の公表	21	A . 1 3
マドリッドシステムについての更なる情報	21	A . 1 3
国際登録に関する公開される情報	22	A . 1 4
公報	22	A . 1 4
ROMARIN	23	A . 1 5
電子的データベース	24	A . 1 6
国際登録簿の抄本	25	A . 1 7
年間統計	25	A . 1 7
パートB：手続き	26	B . . 1
第 章：一般的事項	26	B . . 1
序文	26	B . . 1
国際事務局への通信	26	B . . 1

通信の方法	27	B. .2
書面による通信	27	B. .2
ファクシミリ	27	B. .3
電子的通信	28	B. .3
公式様式	28	B. .4
通信用紙	29	B. .4
日付の表示	30	B. .5
非公式な様式	30	B. .5
期間の計算	30	B. .5
郵便業務及び業務の欠陥	31	B. .6
言語	32	B. .7
協定に基づくすべての指定	32	B. .7
議定書に基づく一部又はすべての指定	33	B. .8
国際事務局への手数料の支払い	34	B. .9
支払いの通貨	34	B. .9
支払いの方法	34	B. .9
支払日	35	B. .10
手数料の額の変更	36	B. .11
国際事務局に対する代理	36	B. .11
代理人の選任	37	B. .12
住所に関する条件	37	B. .12
選任の方法	37	B. .12
<i>国際出願、事後指定又は変更の記録の申請</i>	37	B. .12
<i>別個の通信</i>	37	B. .12
一人のみの代理人	38	B. .13
欠陥のある選任	38	B. .13
選任の記録及び通報	39	B. .14
選任の効力	39	B. .14
選任の取消	40	B. .14
<i>代理人の申請による取消</i>	40	B. .15
<i>取消の通報</i>	41	B. .16
記録の手数料の不要	41	B. .16
第 章：出願人又は名義人による手続	42	
序文	42	B. .1
国際出願	43	B. .2
本質的要件	43	B. .2
基礎登録又は基礎出願	43	B. .2
本国官庁	43	B. .2
国際出願の種類	45	B. .4
複数の出願人	47	B. .6
国際出願の提出	47	B. .6
国際出願の言語	47	B. .6
出願様式	48	B. .7
第1欄：当該官庁が本国官庁となる締約国	48	B. .7

申請の提出	126	B. .8 5
欠陥のある申請	128	B. .8 7
記録及び通報	128	B. .8 7
ライセンスの登録が効力を有しない旨の宣言	129	B. .8 8
国際登録簿におけるライセンスの登録が締約国において 効力を有しない旨の宣言	129	B. .8 8
ライセンスの登録の修正又は取消	129	B. .8 8
国際登録による国内登録または広域登録の代替	130	B. .8 9
特定の承継国における国際登録の効果の継続	131	B. .9 0
第 章：官庁による手続	133	
序文	133	B. .1
本国官庁又は名義人の締約国官庁による手続	134	B. .2
国際出願	134	B. .2
国際出願の種類	134	B. .2
出願適格；申請書が提出される官庁は適切な 本国官庁であるか？	135	B. .3
国際出願の言語	136	B. .4
国際出願の提出；本国官庁による審査	137	B. .5
出願様式	137	B. .6
第1欄：本国官庁を官庁とする締約国	138	B. .6
第2欄：出願人	138	B. .6
第3欄：出願適格	138	B. .6
第4欄：代理人の選任	139	B. .7
第5欄：基礎登録又は基礎出願	139	B. .7
第6欄：優先権の主張	139	B. .7
第7欄：標章	140	B. .8
第8欄：色彩の主張	141	B. .9
第9欄：その他の要件	141	B. .9
第10欄：国際登録を求める商品及びサービス	141	B. .9
第11欄：指定締約国	141	B. .9
第12欄：出願人又は代理人の署名	142	B. .1 0
第13欄：本国官庁の証明及び署名	142	B. .1 1
手数料計算表	144	B. .1 2
国際出願の時期尚早の申請	144	B. .1 2
国際事務局への出願の提出	145	B. .1 3
国際出願における欠陥	146	B. .1 4
手数料又は商品若しくはサービスのリスト 以外に関する欠陥	146	B. .1 4
手数料に関する不備	149	B. .1 7
商品及びサービスのリストに関する欠陥	149	B. .1 7

国際出願が国際出願とみなされなかった場合、又は 放棄されたとみなされた場合の手数料の払い戻し	151	B. .1 9
国際登録	152	B. .2 0
国際登録簿への標章の登録	152	B. .2 0
国際登録の日付	152	B. .2 0
国際登録の更新	153	B. .2 1
指定締約国による拒絶に関する情報	154	B. .2 2
基礎出願による登録又は基礎登録の国際登録への従属性	154	B. .2 2
基礎出願から生じる登録又は基礎登録の効果の消滅	154	B. .2 2
基礎出願または基礎登録の分割又は併合	158	B. .2 6
事後指定	158	B. .2 6
事後指定の提出	159	B. .2 7
事後指定を行なう資格	159	B. .2 7
事後指定に使用する言語	160	B. .2 8
事後指定の様式及び内容	160	B. .3 0
事後指定の日付及び送付	161	B. .2 9
欠陥	161	B. .2 9
事後指定の記録及び公表	163	B. .3 1
国際登録の変更又は取消	163	B. .3 1
申請の提出	163	B. .3 1
申請に使用する言語	164	B. .3 2
申請書の様式及び内容	164	B. .3 2
名義人の変更	165	B. .3 3
欠陥	165	B. .3 3
変更又は取消の記録	165	B. .3 3
国際登録簿の更正	166	B. .3 4
代理人の選任	167	B. .3 5
指定締約国の官庁から見た手続	167	B. .3 5
国際登録の効果	167	B. .3 5
協定又は議定書のいずれかに基づく指定	169	B. .3 7
締約国への指定の通報	169	B. .3 7
指定の通報に使用される言語	171	B. .3 9
手数料	171	B. .3 9
個別手数料	171	B. .3 9
為替レートの変動による影響	172	B. .4 0
未払いの個別手数料	172	B. .4 0
締約国への手数料の振替	173	B. .4 1
付加手数料及び追加手数料	173	B. .4 1
個別手数料	174	B. .4 1
その他の歳入	174	B. .4 2
国際登録の審査；保護の暫定的拒絶	174	B. .4 2
拒絶の理由	175	B. .4 3
暫定的拒絶の通報	177	B. .4 5
暫定的拒絶の通報の期限	177	B. .4 5

拒絶の通報に使用する言語	178	B. .4 6
暫定的拒絶の通報の内容	178	B. .4 6
暫定的拒絶の理由の表示	179	B. .4 7
将来の手續に関する手引	181	B. .4 9
保護を与える旨の声明	181	B. .4 9
異議の申立ての提起が遅れる可能性がある旨の警告	182	B. .5 0
18ヵ月の期限が切れる間に提起された異議 の申立て	184	B. .5 2
暫定的拒絶の通報の欠陥	184	B. .5 2
拒絶とはみなされない拒絶の及ぼす効果	186	B. .5 4
事後の手續	187	B. .5 5
拒絶の記録及び通信	187	B. .5 5
名義人からの応答	187	B. .5 5
暫定的拒絶の確認又は撤回	187	B. .5 5
国際登録の変更	189	B. .5 7
名義の変更が効力を有しない旨の宣言	189	B. .5 8
限定が効力を有しない旨の宣言	190	B. .5 8
名義人の処分権の制限	191	B. .5 9
ライセンス	192	B. .6 0
与えられたライセンスの記録が効力を有さない旨の宣言	192	B. .6 0
国際登録簿へのライセンスの記録が締約国において 効力を有さない旨の宣言	193	B. .6 1
国内登録若しくは広域登録との代替	193	B. .6 1
国際登録の効果の無効	194	B. .6 2
国際登録の更新	195	B. .6 3
国内登録若しくは広域登録への変更	196	B. .6 4